**神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書**

令和 年 月 日

神戸市職員共済組合理事長　様

住　　　　所

氏名又は名称

及び代表者名

「共済サポートデスク運営業務に係る委託」(以下「本契約」という。)に関するプロポーザルに参加するにあたり、神戸市が定める「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」（以下「暴力団等排除要綱」という。）に基づき、神戸市が行うすべての契約等から暴力団等を排除していることを認識したうえで、契約の締結を行うとともに、下記のとおり誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約解除や損害賠償請求等、貴組合が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

また、下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）又は本契約の履行に関連する契約の相手方(以下、「下請負人等」という。)に対し、これら及び下記の事項を遵守させることを誓約いたします。

記

１　暴力団等の排除に関すること

(1) 暴力団等排除要綱第５条第１項各号のいずれにも該当しません。

(2) 暴力団等排除要綱第５条第１項各号に該当する事由の有無を確認するため県警へ照会を行うことに合意し、貴組合の求めに応じ速やかに役員等名簿の提出を行います。

(3) 暴力団等排除要綱第５条第１項各号に該当する者を下請負人等としません。また、県警への照会の結果又は県警からの通報により、下請負人等が暴力団等排除要綱第５条第１項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合には、元請負人、及び当該下請負人等を下請負人等とする者の責任において当該下請負人等との契約を速やかに解除します。また、貴組合の求める期限内に当該下請負人等との契約の解除ができない場合には、契約解除や損害賠償請求等、貴組合が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

(4) 下請負人等との契約を含む本契約に係る一連の手続きにおいて、事務の連絡を行う者その他の関係者等に関して貴市が県警照会の必要性を認めた場合、関係者に対して本誓約書の趣旨を説明の上で関係者より誓約書及び役員等名簿の提出を求め、速やかに貴組合に対して提供を行います。

(5) 暴力団等排除要綱第５条第１項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合、県警からの回答等の内容について、外郭団体等を含む貴組合関係部局が情報を共有すること、並びに暴力団等排除要綱に従い措置対象者名等について公表を行うことについて承諾します。